

意見書

GA-5041
平成21年1月15日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号

〒108-8551

(ふりがな) とうきょうとみなとくしぼうら

住所

東京都港区芝浦四丁目10番16号

(ふりがな) おきでんきこうぎょうかぶしきかいしゃ

氏名

沖電気工業株式会社

執行役員 キャリア事業本部長

西郷 英敏



「IP ネットワーク管理・人材研究会」報告書案に関し、別紙の通り意見を提出致します。

(別紙)

P55「第6章 端末設備等のセキュリティ対策」において、無線LANのセキュリティ設定に関して、利用者の求めに応じて一定のスキルのある者が設定を支援することは意義があると考えます。無線LANについては、暗号の解読が可能などとセキュリティ上の懸念を煽る傾向がありますが、最近の無線LAN機器ではセキュリティ規格に基づく設定機能を有しており、知識に基づく設定を行えば、問題はないと考えます。また、市場では一般家庭においてもゲーム機やカメラなど利便性の高い機器において無線LANが実装されるケースが増えています。これらの機器を安全に接続し、市場を活性化することは情報通信市場の拡大に有益であると考えます。

ただし、アの項にて「工事担任者がセキュリティ設定を行うことを義務化することが適当」との記載がございますが、その前段で「利用者の求めに応じて」との条件と「義務化」は矛盾する表記ではないでしょうか？「利用者の求めに応じて」とはあくまで必要に応じたオプションであり、義務ではないと考えます。従い、接続工事の際に一定の条件下で利用者の求めに応じて工事担任者がセキュリティ設定を行うことが望ましいと考えます。

また、工事担任者資格は終身資格であり、すべての工事担任者が無線LANのセキュリティに関する知識を有している訳ではないと考えます。工事担任者のスキルアップについては、民間資格も取得した工事担任者を「情報通信エンジニア」として認定しています。弊社においても業界他社と連携し、民間として「技術者認定」を行い、その中で「モバイル」、「セキュリティ」の研修を行っている。工事担任者においても、このようなスキル獲得を図ることが必要と考えます。

次に、イの項にて、無線LANのセキュリティ設定をNISM資格等の民間資格取得者が行うことが望ましいとの記載がありますが、NISM資格は未だ2,500名程度しか所得者がいない状況です。よって、無線LANのセキュリティに関する専門家としてNISM資格者を前提にした場合、対象者が少なく、実際の市場でのニーズに対応できない懸念があります。また、民間資格としては、前述の民間企業での専門家認定も行っています。よって、イ項の記載は、「民間の専門家の活用促進」とし、NISMはあくまで一例とし、NISM資格相当のスキル保有者の活用が望ましいと考えます。